

写真、映画、ビデオ等の撮影について

旧芝離宮恩賜庭園サービスセンター

港区海岸 1 - 4 - 1

[TEL:03-3434-4029](tel:03-3434-4029)

FAX:03-3434-4037

旧芝離宮恩賜庭園は東京に残る最も古い大名庭園のひとつで、現在は敷地全体が国の名勝に指定された『貴重な文化財庭園』で、後世にわたって、その景観を引き継ぐ責務を負っております。

したがって、撮影にあたっては以下のことを基本にしております。

撮影について

1. 一定の面積を占める撮影については、占用の手続きを取ること。
2. 庭園の景観に配慮した撮影であること。
3. 他の来園者の見学を妨げず、安全を十分に考慮した撮影であること。

東京都における「占用条件」

1. 占用目的及び占用許可区域以外は使用しないこと。
2. 本占用が原因で庭園施設または第三者に被害を及ぼした時は、占用者は速やかにその被害を補填し、または賠償の責に応ずること。
3. その他細部については、サービスセンター職員の指示に従うこと。

撮影に係る注意事項

1. 一般の来園者が優先となり、他の来園者の迷惑になる行為は避けること。
2. 下記期間は原則**撮影不可**
 - ①休園日桜花期及びゴールデンウィーク
 - ②当園イベント開催期間
 - ③無料入園日(5月4日みどりの日、9月15日～9月21日老人週間、10月1日都民の日)
 - ④毎週月曜日(月曜日が祝日・休日の場合は翌平日)の午前中
 - ⑤7月1日～9月30日(気温が高く、熱中症を発症する恐れがあるため)
 - ⑥上記以外でも、諸事情により撮影をお断りすることがある
3. 撮影は、午前1件・午後1件の**1日2件**まで、撮影可能な時間帯は、原則**9時～16時(12時～13時は除く)**。
4. 立入禁止箇所、許可区域外での撮影は不可。
5. 駐車場なし。庭園内への車両の乗り入れも不可。近隣の有料駐車場を利用すること。また撮影機材の搬入など全て人力となる。
6. 大型のレフ板、レールやクレーンなどを使用する大規模な撮影、大人数での撮影は不可。
7. 火気使用やヘアスプレーなど文化財を破損・汚損する恐れのある物の使用は不可。
8. 音を使用する撮影、大きな声を発する行為は不可。また撮影時に当園の電源等を使用することも不可。
9. 敷物や事前に申請していない小道具を使用した撮影は不可。その他、工作物の設営、動植物の採取や捕獲・動物の連れ込み、運動なども不可。
10. 弓道場での撮影は不可。園内トイレなどを利用したの着替えや化粧直しは不可。
11. 他のお客様の安全に支障を及ぼす可能性のある行為、その他文化財を汚損または破損する可能性がある撮影、景観を害する行為は不可。
12. 入退園の繰り返しは不可。
13. 気象災害等によって、利用者の安全に支障が出る可能性がある場合は、**急遽撮影をお断りすることがある**。また庭園を維持していくための工事や作業等で、園路等を通行止めにする可能性がある。維持管理のための工事や作業が優先されるため、撮影時に作業や工事を中断することはできない。

※上記にあげた注意事項を厳守していただけない場合は、その場で撮影を中止していただくことがあり、悪質な場合は今後一切の撮影をお断りすることもある。

占有許可申請の手続き

1. 撮影予定日の2か月前までに「撮影事前調査票」及び企画書等を提出(メール)の上で事前審査を受け、事前審査に通った場合のみ、撮影予定日の2か月前の当日午前9時以降に電話で正式な申し込み(先着順)を行うこと。事前審査には時間がかかるため、早めに調査票等を提出すること。

(例)撮影予定日：9月13日の場合

撮影事前調査票及び企画書等の提出→7/13の午前9時までに提出し、事前審査を受ける

事前審査が通った場合のみ電話での正規申込み：7月13日の午前9時以降(先着順)

※撮影予定日の同一時間帯(午前1件、午後1件)に、複数の申込みがあった場合は、**2か月前の午前9時の時点での先着順**とする。